

再就職手当の支給額 をシミュレーションできます

再就職手当とは、雇用保険の受給手続きをした方が、所定給付日数を3分の1以上残して安定した職業に就き、**支給要件（裏面参照）をすべて満たした場合**に、支給される制度です。

1 ハローワーク鶴岡のホームページにアクセス

- QRコードから直接アクセス出来ます。
- 検索する場合

ハローワーク鶴岡 → 求職者の方へ → 雇用保険の手続のご案内
→ 再就職手当の支給額を調べる



2 雇用保険受給資格者証を確認

- 基本手当日額、所定給付日数
- 支給残日数（就職時点の残り給付日数）をご確認ください。

3 再就職手当自動計算

- 再就職手当自動計算ツールに入力
- 再就職手当（円）に表示された金額が**見込み金額**になります。

就職が決まった時には、必ずハローワークに来所して、失業認定申告書により就職の届出を行ってください。ハローワークに来所して所定の手続きをされなかった場合には、再就職手当の申請はできませんのでご注意ください。また、申請期限は再就職した日の翌日から1カ月以内であることにご注意ください。

ハローワーク鶴岡 雇用保険課 給付係

住所: 997-0035 鶴岡市馬場町2-12(鶴岡第2合同庁舎1階)

電話: 0235-25-2501 受付時間: 平日 8:30~17:15



再就職手当の支給要件

次の要件を全て満たしていることが必要です

- ① 就職日の前日までの失業の認定を受けた後の基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上あること
- ② 1年を超えて勤務することが確実であると認められること
- ③ 待期満了日以降の就職であること
- ④ 離職理由による給付制限を受けた場合は、待期満了後の1ヶ月間については、ハローワーク等または許可・届出のある職業紹介事業者等の紹介により就職したものであること
- ⑤ 離職前の事業主や、その関連事業主への再就職ではないこと
- ⑥ 就職日前3年以内の就職について、再就職手当または常用就職支度手当の支給を受けていないこと
- ⑦ 受給資格決定(求職申し込み)前から採用が内定していた事業主に雇用されたものではないこと
- ⑧ 原則として、雇用保険の被保険者資格要件を満たす条件での雇用であること

[再就職手当の額]

基本手当日額 × 所定給付日数の支給残日数 ×
(※上限有)

60%
または
70%

↓
離職時の年齢が60歳未満の方…………… 6,745円
離職時の年齢が60歳以上65歳未満の方…… 5,454円
※上限額は毎年8月1日に変更となる場合があります。

支給残日数が所定給付日数の1/3以上の場合…支給率60%

支給残日数が所定給付日数の2/3以上の場合…支給率70%